

# 第7回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

（「安全性向上目標」及び「フォローアップ指標」の進捗状況）

令和4年10月12日

# 「総合的な対策」による貸切バスの安全性向上目標

軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故が二度と起こらないようにするために、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策を平成28年6月にとりまとめた。

貸切バスの安全性向上を確認するための指標を設定

安全性向上目標	<b>i 同乗者の死亡事故件数</b> (貸切バス事業者第一当事故に限る)	H25~27 0件	H28 1件	H29 0件	H30 0件	R1 0件	R2 0件	R3 0件	ゼロ件を 継続
	<b>ii 同乗者の負傷事故件数</b> (貸切バス事業者第一当事故に限る)	H27 43件	H28 26件	H29 38件	H30 30件	R1 23件	R2 7件	R3 7件	

「総合的な対策」の進捗状況を確認するための指標を設定

安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策	(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化	「総合的な対策」の進捗状況を確認するための代表的な指標(フォローアップ指標)	(運転者の運転技量の向上に係る指標)	(1) 1, 4		
	1. 運転者の技量チェックの強化		・ 操作不良によって発生した事故件数	}		
	2. 運行管理の強化		(運行管理の質の向上に係る指標)		(1) 2, 5	
	3. 車両整備の強化		・ 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数		(車両整備の強化に係る指標)	(1) 3
	4. ドライブレコーダー等の事業用設備の強化		・ 貸切バスの車両火災事故件数			(事業者の法令遵守の徹底に係る指標)
5. その他、貸切バス事業の適正化のための各種負担の強化	・ 行政処分等、許可更新の実績	(2) 1				
(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等	・ 街頭監査の実施実績	(2) 1				
1. 違反事項の早期是正と処分の厳格化等	・ 指摘事項確認監査における是正率	(2) 1				
2. 許可更新制の導入等による不適格者の排除	(監査の実効性向上に係る指標)	(3) 1~3				
3. 不適格者の安易な再参入の阻止	・ 監査・巡回指導実施率	(3) 1				
(3) 監査等の実効性の向上	・ 監査実施から行政処分までの期間	(安全コスト確保への意識改善に係る指標)	(4) 1			
1. 国の監査・審査業務の見直し	・ 運賃の届出違反が確認された営業所数		(安全情報の「見える化」の促進に係る指標)	(4) 2		
2. 事業者団体の自浄作用の強化	・ セーフティバス認定車両割合	(旅行手配における安全性の確保に係る指標)		(4) 3		
3. 民間指定機関による適正化事業の活用	・ 旅行者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合		(ハード面による安全対策の推進に係る指標)	(5) 1, 2		
(4) 旅行者、利用者等との関係強化	1. 実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化					
2. 利用者に対する安全情報の「見える化」	2. ASV技術搭載車両等の導入促進に向けた支援等					
3. ランドオペレーター等に対する規制の在り方の検討						
(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進						

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標①

## 運転者の運転技量の向上に係る指標

### [ 指標 1-1 : 操作不良によって発生した事故件数 ]

「一部運転者への実技訓練の義務付け」や「ドライブレコーダーを活用した指導監督」等、運転者の運転技量の向上に係る取組を評価するための指標。

操作不良によって発生した事故の報告件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
32件	28件	23件	24件	9件	6件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

## 運行管理の質の向上に係る指標

### [ 指標 1-2 : 貸切バス事業者側に主たる責任がある人身事故件数 ]

「運行管理者の必要選任数の引上げ」や「運行管理者の資格要件の厳格化」等、事業用自動車の安全対策の根幹である運行管理の質の向上に向けた取組の他、貸切バスの安全対策について総合的に評価するための指標。

貸切バス側に主たる責任がある人身事故件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
302件	276件	308件	234件	95件	92件

((公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」より出典)

## 車両整備の強化に係る指標

### [ 指標 1-3 : 貸切バスの車両火災事故件数 ]

バス事業者を対象とした「点検整備に係るガイドラインの策定」や「整備管理者向けの研修・講習の拡充」等、車両整備の強化に係る取組を評価するための指標。

車両火災事故の報告件数

H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
16件	10件	7件	7件	1件	1件

(自動車事故報告規則に基づき報告された事故を国土交通省にて集計)

- 指標 1-1 ~ 1-3 について、令和元年までは総じて減少傾向を示していた。
- 令和2年以降は、コロナ禍の影響で貸切バスの走行距離が大幅に減少(参考資料P5参照)したこともあり、大幅に小さくなっている。これらの推移については引き続き注視をしていく必要がある。

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標②

## 事業者の法令遵守の徹底に係る指標

### [ 指標 2-1 : 行政処分等※、許可更新の実績 ]

$$\text{処分等率} = (\text{処分等件数} / \text{監査件数})$$

※ 行政処分等：許可取消、事業停止、一部車両使用停止、警告、勧告をいう。

監査を実施し、法令遵守状況を確認するとともに、更新制を効果的に実施し、安全コストを適切に賄って継続的に事業を遂行できる経営状況にあるか厳しくチェックしている。

- ・ コロナ禍の影響により減少していた監査件数は復調傾向にある。
- ・ 処分等率については貸切バスの稼働が少なかったため低下している。
- ・ 更新制導入後の事業退出件数については、更新期限を迎えた事業者累計4,068者のうち、累計700者（約2割）が退出している。

### 監査・行政処分等実績

監査	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
監査件数	879件	1,169件	1,056件	945件	244件	691件
処分等件数	446件	397件	483件	425件	123件	135件
処分等率	50.7%	34.0%	45.8%	45.0%	50.4%	19.5%

### 更新制導入後の事業退出件数

更新	~H30.3	~H31.3	~R2.3	~R3.3	~R4.3
退出事業者数(累計)	88者	173者	285者	482者	700者

<参考> 更新時期を迎えた事業者数(累計) : 810者 1,487者 2,230者 3,231者 4,068者

### [ 指標 2-2 : 街頭監査の実施実績 ]

$$\text{違反率} = (\text{違反数} / \text{監査車両})$$

### 街頭監査実施状況

多客期を中心に全国で街頭監査を実施（出発前のバス発着場等）し、法令遵守状況を確認している。緊急を要する重大な違反等が確認された場合には、その場で運行を中止させる等の厳正な処分を行っている。

- ・ 貸切バスへの集中街頭監査や覆面添乗調査を通じて法令違反の抑止効果を高める取組を行っており、当該施策を通じて事業者の法令遵守意識も高まっているものと考えられ、法令違反率は近年低い水準で推移している。

[近年の街頭監査において、酒気帯び等の悪質な違反は確認されていない。]

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
実施回数	75回	90回	87回	70回	44回	115回
監査車両	411両	817両	1123両	995両	358両	748両
違反率	17.0%	4.9%	3.7%	4.0%	3.9%	1.1%

### [ 指標 2-3 : 指摘事項確認監査における是正率 ]

$$\text{是正率} = (\text{是正が確認された件数} / \text{指摘事項確認監査実施件数})$$

平成28年12月に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、監査後30日以内に是正状況の確認のための監査（未改善の場合、事業停止（3日間）又は事業許可取消し）を行っている。

- ・ 法令違反を指摘した後、事業者はほぼ確実に是正している。

### 指摘事項確認監査における是正状況

	H28.12 ~H29.3	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
指摘事項確認監査件数	100件	506件	445件	374件	73件	158件
法令違反是正確認件数	100件	504件	441件	370件	73件	158件
是正率	100%	99.6%	99.1%	98.9%	100%	100% <sup>3</sup>

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標③

## 監査の実効性向上に係る指標

### [ 指標 3-1 : 監査・巡回指導実施率 ]

実施率 = (年間の監査・巡回指導実施件数 / 貸切バス営業所数)

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、その他の事業者に対しては、適正化機関が巡回指導を実施することにより、すべての事業者に対する法令遵守状況の確認を推進していく。原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

- 平成29年8月からの適正化機関による巡回指導の開始により、監査・巡回指導実施率が上昇している。
- 令和2年度においては、事業休止等により、監査・巡回指導が実施できなかったため実施件数が減少したが、令和3年度においては、着実に監査・巡回指導を行い、ほぼ全ての営業所に対し監査・巡回指導を実施した。

#### 監査・巡回指導実施率

	H28年度 ※監査のみ	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
営業所数	5,955 営業所	5,737 営業所	5,524 営業所	5,436 営業所	5,306 営業所	5,084 営業所
監査件数	879件	1,169件	1,056件	945件	244件	691件
巡回指導 件数		1,102件	2,630件	3,168件	2,548件	4,236件
実施率	14.8%	39.6%	66.7%	75.7%	52.6%	96.9%

### [ 指標 3-2 : 監査実施から行政処分までの期間 ]

事故を起こしたバスを運行していた「(株)イーエスピー」への事故発生前に行われていた監査では、監査から行政処分までの間に11カ月を要していたため、的確に監査をしつつ、行政処分までの期間を短縮し、事業者には違反事項の早期改善を行わせることとしている。

- 行政処分までの期間については、手続きの簡素化を図るとともに、監査へのICT機器の活用や監査マニュアルの整備を行うなど、監査の実効性を確保しつつ、期間短縮を図っている。

#### 監査実施から行政処分までの期間（全国平均）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
監査実施から行政処分 までの期間	6.9ヶ月	5.9ヶ月	6.0ヶ月	6.3ヶ月	8.2ヶ月 (7.1ヶ月)	6.2ヶ月 (5.3ヶ月)

※ 括弧内は、緊急事態宣言によって、手続きを中断した期間を除外したもの

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標④

## 安全コスト確保への意識改善に係る指標

### [ 指標 4-1 : 運賃の届出違反が確認された営業所数 ]

監査時において、事業者が国へ届け出た運賃とは異なる運賃で運行を行っていないか確認し、違反が確認された場合は、その早期是正を求めている。悪質事業者への重点的な監査により、運賃の届出違反を行っている事業者を洗い出し、その根絶を図ることとしている。

<参考>

・コロナ禍以前は、運賃届出違反の処分等件数に占める割合は増加傾向にあった。

・令和3年度も依然として運賃届出違反が見受けられるが、コロナ禍により稼働が減少したため、処分等件数に占める割合は減少した。

処分等件数に占める割合: 18.1%

運賃の届出違反が確認された営業所数

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
81 営業所	77 営業所	107 営業所	107 営業所	44 営業所	27 営業所

18.1%      19.3%      22.1%      25.1%      35.7%      20.0%

## 安全情報の「見える化」の促進に係る指標

### [ 指標 4-2 : セーフティバス認定車両割合 ] セーフティバス認定車両割合 = (セーフティバス認定車両数 / 貸切バス車両数)

貸切バス事業の安全性を向上させるため、(公社)日本バス協会において、セーフティバスの認定取得を推進する。

・セーフティバス認定車両割合は約8割にのぼっている。

セーフティバス認定車両割合

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
44.2%	55.4%	61.0%	67.4%	78.1%	79.9%

## 旅行手配における安全性の確保に係る指標

### [ 指標 4-3 : 旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者に対する書面交付義務違反割合 ]

書面交付義務違反割合 = (違反数 / 立入検査等実施事業者数)

旅行業者・ランドオペレーターの書面交付義務(※)が着実に実施されているかについて、立入検査等によって遵守状況を確認。

(※) 書面には旅行に関するサービスの内容等を記載。平成30年1月より義務付け。

・書面交付義務違反割合は減少傾向にある。

書面交付義務違反割合

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
3.5%	2.3%	1.4%	1.2%

<参考>

立入検査等実施事業者数: 8,553者      9,322者      9,198者      9,039者

# 各種対策の実施状況のフォローアップ指標⑤

## ハード面による安全対策の推進に係る指標

### [ 指標5-1 : ASV技術※搭載車両 導入事業者割合 ]

※衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、ドライバー異常時対応システム等

ASV技術搭載車両導入事業者割合 = (ASV技術導入事業者数 / 貸切バス事業者数)

#### ASV技術搭載車両導入事業者割合

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
<b>32.1%</b> (H28.11集計)	<b>41.1%</b> (H30.5集計)	<b>47.9%</b> (R1.5集計)	<b>55.1%</b> (R2.6集計)	<b>59.4%</b> (R3.6集計)	<b>60.5%</b> (R4.8集計)

ハード面による事故防止を促進するため、ASV（先進安全自動車）技術搭載の車両を導入する事業者の割合を引き上げる。

- ・ 新車に搭載したASVに対する購入補助、税制特例措置等の実施を通じて、導入事業者割合は着実に増加している。